

IV-66 震災時における緊急設備支援に関する協定（セレスポ）

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、豊島区地域防災計画に基づき、災害時における民間協力の一貫として、豊島区（以下「甲」という。）が株式会社セレスポ（以下「乙」という。）に対し、地震災害発生時における避難所等の開設に必要な設備の緊急支援に関する協力を求めるときの手続き等について定めるものとする。

（目 的）

第2条 この協定は、豊島区の地域に地震災害が発生した場合において、甲の指定する避難所等に乙の避難所用テント設備の設置等緊急対応システム「クイック23」（以下「システム」という。）を提供することにより迅速に避難所を開設し、被災者の救援に資することを目的とする。

（要 請）

第3条 甲は、地震災害発生時において、乙のシステム稼働の必要があると認めたときは乙にその稼働を要請するものとする。

2 システムの稼働を要請する際における、甲の連絡責任者、並びに乙の連絡責任者については、別表第1に定める。

3 甲乙とも、毎年度当初に前項別表1に定める連絡責任者を確認し、その内容に変更があった場合には速やかに相手方に報告するものとする。

（要請事項の措置）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置を取るとともにその措置事項を甲に報告するものとする。

（システムの内容等）

第5条 乙は、甲が要請する場所に情報連絡、緊急物資受入、ボランティア受入、医療救護等を実施するために必要なテントキャンプ資材を、甲からの要請後24時間以内を目処に搬入及び設置するものとする。

2 搬入及び設置する資材は、別表2に定める。

3 乙は、毎年度当初に前項別表2に定める資材の内容を甲に報告するものとする。

4 乙が、甲の要請により搬入及び設置した資材又は備品について、汚損、破損及び紛失があった場合には、乙は甲にその責を求めない。

（稼働範囲）

第6条 乙が、甲の要請に基づきシステムを稼働し、設置する場所は、甲の指定避難所（救援センター）、避難場所等のうち5カ所以内とする。

（システム稼働の料金）

第7条 本システム稼働の料金は、地震災害発生直前における適正料金とし、乙は、協定有効期間中は毎年度当初にその料金表を甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の規定にかかわらず、料金の改定を行う際は甲に報告するものとする。

（協 議）

第8条 この協定の実施について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(協定期間)

第9条 この協定は、平成8年4月3日から平成11年3月31日まで有効とし、協定内容を変更する場合、又は期間を延長する場合には甲乙協議のうえ改めて協定を締結することとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名無印のうえ、各々その1通を保有するものとする。

平成8年4月3日

甲 豊島区
区 長 加 藤 一 敏

乙 株式会社 セレスポ
代表取締役 三 木 征一郎